

令和2年10月21日
芦屋市市民生活部環境課

令和2年度 第1回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会（書面開催）

議事次第

1. 市民マナー条例の概要【資料①・②・チラシ】

資料をご覧ください。現在、市民マナー条例では9つの禁止事項があります。
(※条例に詳しい方は繰り返しになりますので、簡単にご覧下さい。)

2. 第2次「芦屋市市民マナー条例推進計画」【資料①・②・計画冊子】

今年度から新たに委員になられた方には、計画の冊子を送付いたしますので、お時間のある時にご覧下さい。
(※計画冊子が無い委員の方は、ご連絡いただければ送付いたします。)

3. 推進連絡会【資料①・計画冊子 P21～23】

本来であれば皆様にご出席いただく会議となりますが、今年度は書面にて資料をご覧ください方法で開催させていただいています。
(※資料① 3「推進連絡会の目的・役割について」をご覧ください。)

4. 報告事項

- (1) 小学校の教材「わたしたちのまち芦屋」に市民マナー条例を掲載【資料③】
- (2) facebookの市公式アカウントに市民マナー条例の記事を掲載予定【資料④】
- (3) 令和元年度の取組結果まとめ【資料⑤・⑥】
昨年度の取組結果は進捗管理表の令和元年度実績値のとおりとなりました。また、成果指標も併せてご報告させていただきます。

5. 協議事項

- (1) 令和2年度の取組目標設定【資料⑤】
昨年度の取組状況から目標値を一部変更しています。黄色部分です。
- (2) 環境ポスター展応募作品における市民マナー条例賞の選考【資料⑦】
事務局で第1次選考を行い、10作品を選出しています。市民マナー条例賞に相応しいと思う作品番号を1つ選択して下さい。

6. その他